

熊本県立大学環境共生学部印刷機賃貸借契約書

公立大学法人熊本県立大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、熊本県立大学環境共生学部印刷機（以下「機器等」という。）の賃貸借及び使用権許諾に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、乙の所有する機器等を乙から賃借することとし、乙はこれを許諾する。

（機器等の内容等）

第2条 前条に規定する機器等の内容は、別紙「機器等の構成一覧」のとおりとする。

（設置場所）

第3条 機器等の設置場所は熊本県立大学（熊本市東区月出三丁目1番100号）とする。

（契約期間）

第4条 この契約の期間は、令和8年（2026年）6月1日から令和13年（2031年）5月31日までとする。

（賃貸借料）

第5条 機器等の賃貸借料は、円（月額 円）とする。この金額には、消費税及び地方消費税の額として円（月額 円）を含む。

2 乙は、毎月5日（この日が土曜日又は日曜日もしくは国民の休日に関する法律に定める日に当たる場合にはその翌日）までに前項に定める方法によって計算した前月分の賃貸借料の請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、乙の請求が正当であることを認めたときは、請求書を受理した日から30日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。

4 甲は、天災地変等やむを得ない事由による場合を除き、前項に規定する期限までに支払わなかった場合は、当該期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未支払額について政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の財務大臣が決定する率に基づき算出した遅延利息を加算して支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、 する。

（秘密の保持）

第7条 乙は、この契約に基づき、機器等の設置場所に立ち入ること等により知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、業務を処理する上での個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（電子情報に関する取扱い）

第9条 乙は、業務を処理する上での電子情報の取扱いについては、別記2「電子情報に関する取扱特記事項」を守らなければならない。

（注意管理義務）

第10条 甲は、機器等を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、甲の故意又は過失により機器等に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しない等、乙の責めに帰する理由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

(動産総合保険)

第12条 乙は、機器等に対して契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

2 甲は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知するものとする。

3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払義務を免れるものとする。

(禁止行為)

第13条 甲は、事前に乙の承諾を得た場合のほか、次の各号の行為をしてはならない。

(1) 機器等に他の機器、部品及び付属品等を付着させること。

(2) 機器等の表示を取り外すこと。

(3) 機器等を第3条に定める設置場所から他の場所へ移動すること。

(4) 第三者に本契約の甲の権利を譲渡すること及び機器等を転貸すること。

(5) 機器等をその本来の目的以外に使用すること。

2 乙は甲の文書による承諾なしに本契約によって生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。

(契約の解除)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙はこの契約を解除することができるものとする。

(1) 相手方が、正当な理由がなく、この契約を履行しないとき、又はその履行の見込みがないことが明らかになったとき。

(2) 天災その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により、この契約を履行することができなくなったとき。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 乙が熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 乙の役員又は使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人という。以下この号において同じ。）が乙若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

ウ 乙の役員又は使用人が乙の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

(機器等の返還)

第15条 賃貸借期間が満了した場合又は前条の定めによりこの契約が解除された場合の機器等の返還に要する荷造り、運送及びデータの消去の費用は、その返還が甲の責めに帰する場合

のほか乙が負担するものとする。

(報告及び調査)

第16条 甲は、この契約の期間中及び期間終了後において必要と認める場合は、乙に対しこの契約に関し必要な報告を求め、又はその職員に、乙の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 乙は、甲が前項の規定により報告を求め、又は調査を行うときは、これに応じるものとする。

(疑義等の解決)

第17条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和8年（2026年）年 月 日

甲 熊本市東区月出三丁目1番100号
公立大学法人熊本県立大学
理事長 黒田 忠広

乙

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第 3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第 4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第 5 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(従事者の特定等)

第 6 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 7 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 9 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(資料等の返還等)

第 10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適

正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第 1 1 乙は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項及び熊本県個人情報保護条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 6 号）第 4 4 条又は第 4 5 条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第 1 2 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第 1 3 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第 1 4 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第 1 5 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

別記2

電子情報に関する取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、業務に係る電子情報保全対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、電子情報（電子計算機等の内部に保存された情報及び入出力媒体に記録された情報をいう。以下「データ」という。）について適正に取り扱い、データの漏えい、滅失、き損等の防止に万全の体制を構築しなければならない。

また、業務の実施に当たっては、甲の指導に従うとともに、業務従事者に対して適切な指示及び管理を行わなければならない。

(電子情報の保全)

第2条 乙は、自己の責任において、データの漏えい、滅失、き損等を防止する次の各号について守らなければならない。

(1) 乙は、自己の責任においてデータ（監査を行った際の出力帳票及び入出力媒体に記憶された情報を含む。）の漏えい、滅失、き損等を防止しなければならない。

(2) 乙は、業務の実施において取得したデータは、すべて甲に提出しなければならない。

(3) 乙は、業務の実施を履行する目的以外に、データを保有、複写又は使用してはならない。

(秘密の保持)

第3条 乙は、いかなる場合も業務の実施上知り得た甲の業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除されたあとにおいても、同様とする。

2 乙は、業務に従事する乙の職員その他の者に対し上記の義務を遵守させるため、秘密保持契約を締結させる等万全の措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第4条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第5条 乙は、この契約による業務の工程の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は事前に甲に通知し、甲の書面による承諾を受けなければならない。この場合において、乙は、第三者の選任及び監督についての一切の責任を負うものとする。

2 前項の規定により、乙が第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、乙はこの契約に規定する甲の権利行使を阻害しないよう、かつ、この契約に規定する乙の義務履行に違反しないように当該第三者との間で書面により約定するものとする。

(報告・調査)

第6条 甲は、乙に対して必要があると認めるときは、この契約の履行状況等について、随時に報告を求め、調査を行うことができる。

2 前条第1項の規定に基づき、乙が第三者に再委託する場合は、甲が当該第三者に対して本契約の履行状況等について、随時に報告を求め、又は調査を行うことができるよう、乙は当該第三者と特約を結ぶものとする。